証券コード2376
令和３年６月10日

株　主　各　位

大阪市天王寺区上本町５丁目３番15号
株式会社サイネックス
代表取締役社長　村　田　吉　優

第56回定時株主総会招集ご通知

拝啓　平素は格別のご支援を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、当社第56回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

なお、新型コロナウイルスへの感染が懸念されますので、当日のご出席に代えて、書面による議決権行使をお願い申し上げます。つきましては、後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、令和３年６月28日（月曜日）午後５時45分までに到着するようご返送下さいますようお願い申し上げます。

また、本総会における新型コロナウイルス感染防止への当社の対応につきましては、末尾の「新型コロナウイルス感染防止の対応について」をご確認下さいますよう、お願い申し上げます。

敬　具

記

１．日　　時　令和３年６月29日（火曜日）午前10時30分

２．場　　所　三重県松阪市駅部田町101番地　当社第二本社（制作本部）会議室
（本店所在地とは異なっておりますので、ご注意下さい。）

３．目的事項

報告事項
１．第56期（令和２年４月１日から令和３年３月31日まで）
事業報告、連結計算書類および計算書類の内容報告の件
２．会計監査人および監査等委員会の第56期連結計算書類監査結果報告の件

決議事項
第１号議案　剰余金処分の件
第２号議案　取締役（監査等委員である取締役を除く。）４名選任の件
第３号議案　会計監査人選任の件
第４号議案　退任取締役に対し退職慰労金贈呈の件
第５号議案　第三者割当による自己株式の処分の件

以　上

◎　当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出下さいますようお願い申し上げます。
◎　事業報告、連結計算書類、計算書類および株主総会参考書類の記載すべき事項を修正する必要が生じた場合は、修正後の事項をインターネット上の当社ウェブサイト（ http://www.scinex.co.jp/ ）に掲載させていただきます。

（提供書面）

事　業　報　告

（令和２年４月１日から
令和３年３月31日まで）

１．企業集団の現況

(1) 当連結会計年度の事業の状況

① 事業の経過および成果

当連結会計年度において当社グループは、地域社会への貢献という経営理念に基づき、地方自治体や地域事業者のパートナーとして、広報やプロモーションを通じてサポートいたしました。また、官民協働による行政情報誌『わが街事典』の発行など、地方創生プラットフォーム構想により、地方創生支援事業に取り組んでまいりました。

その結果、当連結会計年度の経営成績は、主に新型コロナウイルス感染症（COVID-19）の感染拡大による影響により、売上高は対前期比6.4％減の129億84百万円、営業利益は対前期比52.1％減の２億78百万円、経常利益は対前期比46.6％減の３億32百万円となり、親会社株主に帰属する当期純利益につきましては、対前期比38.5％減の２億26百万円となりました。

また、個別決算の業績につきましては、売上高は対前期比10.1％減の76億58百万円、営業利益は対前期比60.5％減の２億15百万円、経常利益は対前期比52.0％減の２億75百万円、当期純利益は対前期比53.4％減の１億65百万円となりました。

セグメント別の状況は次のとおりであります。

イ．出版事業

出版事業におきまして、官民協働による行政情報誌『わが街事典』は、行政情報誌としての機能を高め、ユニバーサルデザイン（ＵＤ）に準拠するなど利便性の向上をはかり、福島県いわき市や群馬県桐生市などで新たに発行するとともに、千葉県船橋市や大阪府東大阪市などで改訂版を発行し、164の市区町と共同発行した結果、当連結会計年度末における累計の共同発行自治体数は988、改訂版を含めた累計発行版数は1,950となりました。また、子育てや健康情報などジャンル別行政情報誌の発行に取り組むとともに、50音別電話帳『テレパル５０』は、引き続き行政情報や特集企画を掲載した電話帳の発行を進めました。

さらに、災害時の避難所向け段ボール仮設ハウス『カカポ』の販売にも新たに取り組みました。

これらの結果、出版事業の外部顧客への売上高は、新型コロナウイルス感染拡大による影響もあり、対前期比9.8%減の65億44百万円、セグメント利益は対前期比26.7%減の10億14百万円となりました。

ロ．ＩＣＴソリューション事業

ＩＣＴソリューション事業におきまして、戦略的にデジタルサイネージ『わが街ＮＡＶＩ』、Googleマイビジネスの拡大に取り組みました。『わが街ＮＡＶＩ』は鹿児島県志布志市と協働で志布志市本庁舎に設置するとともに、埼玉県上尾市と協働で大型商業施設イオンモール上尾に設置するなど、協働設置自治体を拡大いたしました。事業者の店舗や事務所をインターネット上のGoogleマップに表示するGoogleマイビジネスも顧客拡大に努めました。

自治体向けとして、住民の質問に対しＡＩが自動応答する「ＡＩを活用した総合案内サービス」ＡＩチャットボットの導入を進めており、今期は愛知県の40自治体、福岡県の16自治体などで新たにサービスを開始いたしました。ＣＭＳ型ホームページ再構築サービスにつきましては、宮城県大崎市などと契約を締結し、累計の契約自治体数は64となりました。また、ふるさと納税支援事業にも引き続き取り組みました。

ｅコマース事業は、『わが街とくさんネット』や『食彩ネット』等の物販は地方生産者への販路提供と新しい生活様式で在宅が多くなった消費者の生活支援とをマッチングし、好調に推移したものの、旅行商品は新型コロナウイルス感染拡大による影響を受け、事業そのものの再検討を要する状況で推移いたしました。

以上の結果、外部顧客への売上高は、対前期比20.9%減の20億86百万円となりましたが、セグメント利益は、ＣＭＳ型ホームページ再構築サービスなどの新規事業や、令和２年11月に連結子会社化した株式会社ベックの収益を取り込んだこともあり、対前期比134.2%増の34百万円となりました。

ハ．ロジスティクス事業

ロジスティクス事業におきまして、DM発送代行事業は、新型コロナウイルスの感染拡大や緊急事態宣言による顧客の営業自粛の影響を受けたものの、新規の代理店獲得や既存顧客の取引拡大につとめ、ポスティング事業も既存顧客との紐帯強化に努めた結果、外部顧客への売上高は対前期比9.4%増の43億14百万円、セグメント利益は販路拡大のためのコスト増により、対前期比14.9%減の85百万円となりました。

ニ．不動産事業

不動産事業におきまして、当社の不動産賃貸収入による外部顧客への売上高は対前期比2.9%減の38百万円、セグメント利益は対前期比1.7%減の22百万円となりました。

② 設備投資の状況

当連結会計年度における設備投資の状況は、新本社および収益物件として大阪市天王寺区の不動産投資を11億86百万円でおこないました。

ソフトウエア開発につきましては、営業支援システム関連の投資を行い、業務効率化をはかりました。

そのほか、設備の更新などを含めた当連結会計年度の設備投資総額は、12億27百万円となりました。

③ 資金調達の状況

当連結会計年度中に、新本社ビルの建設資金および新型コロナウイルス感染症拡大による影響に備えた手元流動性確保のため、金融機関から36億50百万円を長期借入にて調達いたしました。また、短期借入金４億50百万円を返済しております。その他の募集株式の発行、社債発行等による資金調達はおこなっておりません。

(2) 直前３事業年度の財産および損益の状況

区　　分	第53期 平成30年３月期	第54期 平成31年３月期	第55期 令和２年３月期	第56期 令和３年３月期 (当連結会計年度)
売上高（百万円）	12,956	13,928	13,878	12,984
経常利益（百万円）	501	428	622	332
親会社株主に帰属する当期純利益（百万円）	321	295	368	226
１株当たり当期純利益	52円65銭	48円36銭	64円72銭	41円45銭
総資産（百万円）	10,767	11,177	10,614	13,825
純資産（百万円）	6,870	7,090	6,946	7,075

（注）１株当たり当期純利益は、期中平均発行済株式総数（自己株式数を控除）に基づき算出しております。

(3) 重要な子会社の状況

会　　社　　名	資　本　金	当社の議決権比率	主 要 な 事 業 内 容
株式会社サイネックス・ネットワーク	50,000千円	100.0%	当社発行物の配布事業 インターネットを利用した食材、特産品、旅行商品等の販売事業
株式会社エルネット	10,000千円	100.0%	ＤＭ発送代行事業
株式会社ベック	30,000千円	100.0%	金融機関向け・通信キャリア向けのサーバーの開発・保守事業

（注）１．令和２年11月12日付で、当社は株式会社ベックの全株式を取得し、連結子会社といたしました。
２．令和２年５月18日付で、当社は株式会社バズグラフの全株式を譲渡いたしました。

(4) 対処すべき課題

今後の見通しにつきまして、新型コロナウイルス感染症（COVID-19）は、政府による緊急事態宣言が繰り返されたものの収束の兆しは見えず、また、収束の要となるワクチン接種も時間を要し、変異種の感染が広がりつつあるなど、予断を許さない極めて不透明な経営環境が継続するものと思われます。

このような状況下におきましても、当社グループは、官民協働の理念に加え、「デジタル・トランスフォーメーション（ＤＸ）」を促進し、地方創生を支援してまいります。

このたびの新型コロナウイルス禍において、在宅勤務やネット通販が普及するなどビジネススタイルや生活様式に変革をもたらすとともに、超過密都市である東京を中心とする首都圏から地方への還流が起こり、受け皿として地方創生の拡大が期待されます。

また、ビジネススタイルや生活様式の変革は、デジタル技術の革新も促進し、新しい価値を生み出すイノベーション、デジタル・トランスフォーメーションが世界中あらゆる分野で起きております。今般の新型コロナウイルス感染の拡大により、政府において、行政事務における電子手続きが求められるなど、デジタル・ガバメントの推進がはかられるとともに、ＩＣＴの活用、たとえばＡＩによるビッグデータの活用や、全てのモノがインターネットにつながるＩｏＴ、次世代高速通信サービス５Ｇによる通信の高速化や大容量化など、いわゆる超スマート社会の到来が加速されるものと思われます。

当社グループにおきましても、このような環境変化に対応すべく、従来の出版事業はＩＣＴを活用した企画を取り入れるなど品質や付加価値の向上をはかるとともに、ＩＣＴプロモーション系サービス、ｅコマース系サービスなど、ＩＣＴを活用したサービスの高度化や開発を進め、地

方自治体や地域の事業者に向けた多種多様なサービスで地方創生をトータルプロデュースする「地方創生プラットフォーム企業」を目指してまいります。

あわせて、厳しい経営環境において、ひとりひとりの社員の能力や生産性を高めるとともに、一層の原価低減、経費削減に取り組み、利益を確保する体制の構築に努めてまいります。また、コンプライアンスの徹底を経営上の最重要課題と位置付け、さらなる充実をはかってまいります。

セグメント別の対処すべき課題は次のとおりであります。なお、次期より「出版事業」はペーパーメディアに加えデジタルメディアも含めたメディア全般を取り扱うことを明確にするため「メディア事業」に、「不動産事業」は投資全般を取り扱う部門とするため「投資事業」に改称いたします。

① メディア事業

メディア事業におきまして、行政情報誌『わが街事典』は、平成19年大阪府和泉市にて第１号を発刊し、以来15年で1000自治体数を超える勢いで推移しております。地方創生に貢献すべく、官民協働の理念に則り、行政と地域事業者と市民をつなぐ新たな媒体として築き上げてまいりました。

この官民協働事業は、地方創生を推進する取り組みとして地域社会から期待されております。今後事業の理念の定着をはかるべく、新規自治体の開発はもとより、既存自治体との改訂版の発行にも尽力してまいります。また超スマート社会への対応をとるべく、ＩＣＴを取り入れた行政情報誌として、高度化をはかり常に時代に即したメディアへと進化してまいります。

当社創業以来68年に亘って地域社会に根付いている50音別電話帳『テレパル５０』につきましては、引き続き行政情報の拡充、特集企画の掲載などコンテンツを強化し、コミュニティツールとしての機能をさらに向上するとともに、Googleマイビジネスとのメディアミックスなど、プロモーション支援に取り組んでまいります。

また、広告集稿にＩＣＴを活用するなど営業効率を高め、生産性向上に努めてまいります。

② ＩＣＴソリューション事業

ＩＣＴソリューション事業は、自治体および地域事業者のデジタル化を支援する取り組みを推進してまいります。

まず、全国の自治体庁舎やイオンモール等の大型商業施設などに設置するデジタルサイネージ『わが街ＮＡＶＩ』により、自治体のシティプロモーション支援およびデジタル化と地域事業者のプロモーション支援を拡大強化してまいります。

また、地域事業者向けには、Googleマイビジネスの販売に努めるとともに、医療機関をメインターゲットにしたデジタルサイネージの販売に加え、在宅勤務に対応したテレワーク・パッケージや事務処理のロボット化をはかるＲＰＡサービスの販売など、事業者のデジタル・トランスフォーメーション（ＤＸ）支援を強化し、地域経済の活性化や効率化を促進してまいります。

一方、ＩＣＴ専任部門で、自治体向けサービスであるＣＭＳ型ホームページ再構築サービスを、アクセスビリティの向上など、サービスの高度化等をはかりながら提供自治体数を拡大してまいります。さらに、ＡＩチャットボットによる住民サービスの向上、ＳＮＳの活用による地域情報の発信、コンサルティングの拡充によるふるさと納税支援事業などにより、自治体のシティプロモーションを支援してまいります。

ｅコマース系サービスにつきましては、『わが街とくさんネット』等の物品販売においては、地域の特産品生産者が特別なノウハウを持たずとも、簡単にｅコマース市場で販売できるよう、当社で事業者支援をおこない新しい販売チャネルでの販路拡大を支援し、地域経済の活性化に貢献してまいります。

また、全国の都道府県や商工会議所等と提携して、「オンライン地域物産展」を開催し、地域特産品の販路拡大を実現してまいります。

コロナ禍において新しい生活様式で在宅が多くなった消費者のニーズに、地域特産品および在宅必需品等の取扱商品の拡充をおこない、出品者および顧客の満足度の向上と販売量の拡大をはかってまいります。

③　ロジスティクス事業

ロジスティクス事業におきましては、利便性の高いサービスを安価で提供することにより、事業者のコスト削減に貢献し、ひいては地域社会の活性化に貢献してまいります。

ＤＭ発送代行事業は、既存の顧客の取引拡大、新規販路の獲得により、取扱い通数の拡大をはかるとともに、当社グループの営業ネットワークの活用により、地方自治体や地域団体など新規顧客を開拓してまいります。また、小型物品等配送サービスの取り扱いなど、事業領域の拡大もはかってまいります。

ポスティング事業につきましては、大手クライアントの開拓など、ポスティング領域の拡大をはかってまいります。

④　投資事業

投資事業につきましては、宅地建物取引業免許を取得し、不動産事業を開始いたします。さらに、中小事業者の事業承継を支援するファンドの組成等の活動にも取り組んでまいります。また、既存の所有不動産の賃料収入に加え、金融商品の運用により収益向上をはかってまいります。

当社グループは、地域社会への貢献という経営理念の実現のため、官民協働の理念やデジタル・トランスフォーメーションを促進する地方創生プラットフォーム構想により、地方自治体や地域の事業者に多種多様なサービスを提供し、「社会貢献型企業」を目指してまいります。

株主のみなさまにおかれましては、今後とも一層のご理解、ご支援を賜りますようお願い申し上げます。

(5) 主要な事業内容（令和３年３月31日現在）

当社グループは、「出版事業」、「ＩＣＴソリューション事業」、「ロジスティクス事業」および「不動産事業」をおこなっております。各事業の内容は次のとおりであります。なお、次期より「出版事業」はペーパーメディアに加えデジタルメディアも含めたメディア全般を取り扱うことを明確にするため「メディア事業」に、「不動産事業」は投資全般を取り扱う部門とするため「投資事業」に改称いたします。

①　出版事業

パブリック・プライベート・パートナーシップの理念に則り、地方自治体との官民協働事業として、行政情報の提供を目的とした行政情報誌『わが街事典』をはじめとして、子育てガイドや健康情報誌等の行政情報誌を発行しております。

また、地域単位で50音別電話帳『テレパル５０』を広告媒体として企画・発行しております。

②　ＩＣＴソリューション事業

自治体向けソリューションの領域では「ＡＩを活用した総合案内サービス」としてＡＩチャットボットのサービスを提供するほか、ＣＭＳ型ホームページ再構築サービスやデジタルサイネージによる広報支援、ふるさと納税制度の活用支援事業をおこなっております。

また、民間企業向けサービスといたしまして、デジタルサイネージによる情報発信、店舗や事務所をインターネット上のGoogleマップに表示するGoogleマイビジネスの販売や、地域情報や観光情報を発信する地域情報ポータルサイト『ＣｉｔｙＤＯ！』の運営をおこない、インターネット上の広告媒体を提供しております。

当社の連結子会社株式会社サイネックス・ネットワークにおきましては、『わが街とくさんネット』において地域特産品の販売、『食彩ネット』において業務用食材等の販売をおこなうほか、旅行業サイトにおいて旅行企画商品の販売をおこなっております。

③　ロジスティクス事業

連結子会社株式会社エルネットにおいて、DM発送代行事業をおこなっております。

また、連結子会社株式会社サイネックス・ネットワークにおきましては、『わが街事典』や『テレパル５０』等情報誌の配布のほか、外部受託によるチラシ等のポスティングをおこなっております。

④　不動産事業

安定的な収益機会の確保を目的として、不動産賃貸事業を営んでおります。

(6) 主要な営業所および工場（令和３年３月31日現在）

名称		所在地
当社	本店	大阪市中央区
	第二本社（制作本部）	三重県松阪市
	東京本部	東京都千代田区
	北日本営業部	仙台市太白区
	関東・信越営業部	栃木県宇都宮市
	首都圏営業部	さいたま市大宮区
	中部・北陸営業部	三重県四日市市
	関西営業部	大阪市中央区
	中国営業部	広島市西区
	九州営業部	福岡市博多区
株式会社サイネックス・ネットワーク（子会社）	本店	大阪市中央区
株式会社エルネット（子会社）	本店	大阪市西区
株式会社ベック（子会社）	本店	大阪市中央区

（注）当社本店は、令和３年４月26日付にて大阪市中央区から大阪市天王寺区に移転しました。

(7) 使用人の状況（令和３年３月31日現在）

① 企業集団の使用人の状況

事業区分	使用人数	前連結会計年度末比増減
出版事業	575（11）名	△23 （△3）名
ＩＣＴソリューション事業	114（15）	＋25 （＋2）
ロジスティクス事業	13（ 0）	＋ 1 （ 0）
不動産事業	1（ 0）	0 （ 0）
全社（共通）	42（ 4）	＋ 6 （＋1）
合計	745（30）	＋ 9 （ 0）

（注）１．使用人数は就業人員であり、常用パートを含んでおります。
２．使用人数の括弧内は、臨時使用人数（パートタイマー、派遣社員を含み、常用パートは除いております。）の当連結会計年度中の平均雇用人数であります。
３．全社（共通）として記載されている使用人数は、特定の事業に区分できない管理部門に所属しているものであります。

② 当社の使用人の状況

使用人数	前事業年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
707（30）名	△13（0）名	40歳２ヶ月	11年６ヶ月

（注）１．使用人数は就業人員であり、常用パートを含んでおります。
２．使用人数の括弧内は、臨時使用人数（パートタイマー、派遣社員を含み、常用パートは除いております。）の当事業年度中の平均雇用人数であります。

(8) 主要な借入先の状況（令和３年３月31日現在）

借入先	借入額
株式会社三井住友銀行	2,000,000千円
株式会社みずほ銀行	500,000
株式会社第三銀行	500,000
株式会社三菱ＵＦＪ銀行	250,000
株式会社りそな銀行	100,000
株式会社京都銀行	100,000
株式会社南都銀行	100,000
株式会社池田泉州銀行	100,000
桑名三重信用金庫	50,000

（注）株式会社第三銀行は、令和３年５月１日付にて株式会社第三十三銀行に商号変更しております。

2．会社の現況

(1) 株式の状況（令和３年３月31日現在）

① 発行可能株式総数　22,000,000株
② 発行済株式の総数　6,470,660株
③ 株主数　5,218名
④ 大株主（上位10名）

株主名	持株数	持株比率
株式会社富士教育創研	1,080千株	19.8%
村田吉優	553	10.1
サイネックス従業員持株会	479	8.8
サイネックス共栄会	151	2.8
株式会社三井住友銀行	150	2.7
株式会社富士総研	130	2.4
村田崇暢	107	2.0
村田将規	107	2.0
久保田貴幸	106	2.0
日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）	103	1.9

（注）１．当社は、自己株式を1,012,677株保有しておりますが、上記大株主からは除外しております。
２．持株比率は自己株式を控除して計算しております。

(2) 会社役員の状況

① 取締役の状況（令和３年３月31日現在）

地位	氏名	担当および重要な兼職の状況
代表取締役社長	村田吉優	株式会社サイネックス・ネットワーク代表取締役会長 株式会社エルネット代表取締役会長兼社長 株式会社ベック代表取締役会長 株式会社富士総研代表取締役 株式会社富士教育創研代表取締役
取締役	浅田秀樹	専務執行役員営業統括本部長 兼ＩＣＴ事業推進本部長 株式会社サイネックス・ネットワーク代表取締役社長
取締役	淺田政史	常務執行役員経営管理本部長 兼経営企画室担当
取締役	西田正彦	常務執行役員制作本部工場総務部長
取締役	雲林院英幸	常務執行役員営業統括本部長 兼西日本営業本部長
取締役	濵口護也	常務執行役員経営管理本部長代理 兼内部監査室担当
取締役（監査等委員・常勤）	渡邉幸一	
取締役（監査等委員）	橋本博久	
取締役（監査等委員）	中川美佐	関西中央法律事務所弁護士
取締役（監査等委員）	稲継裕昭	早稲田大学政治経済学術院教授

（注）１．取締役（監査等委員）橋本博久氏、中川美佐氏および稲継裕昭氏は、社外取締役であります。

２．取締役（監査等委員）渡邉幸一氏は、常勤の監査等委員であります。常勤の監査等委員を選定している理由は、主要な会議への出席、重要な決裁書類等の閲覧、業務執行部門からの定期的な業務報告の聴取により情報収集の充実をはかるとともに、内部監査室との連携を密にし、監査等委員会による監査の実効性、監督機能の強化を高めるためであります。

３．当社は、取締役（監査等委員）橋本博久氏、中川美佐氏および稲継裕昭氏を株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。

４．令和２年６月26日開催の第55回定時株主終結の時をもって取締役（監査等委員）明知芳朗氏および野田弘一氏は任期満了により退任いたしました。

５．当事業年度中の重要な兼職の異動は次のとおりであります。

・代表取締役社長村田吉優氏は、令和２年５月15日付にて株式会社バズグラフの代表取締役会長を辞任、令和２年11月12日付にて株式会社ベックの代表取締役会長に就任いたしました。

6．令和２年６月26日付にて、取締役の役職を、次のとおり変更いたしました。

氏　　名	新　　役　　職	旧　　役　　職
西　田　正　彦	取締役常務執行役員 制作本部工場総務部長	取締役常務執行役員 制作本部長兼工場総務部長

7．令和３年１月１日付にて、取締役の役職を、次のとおり変更いたしました。

氏　　名	新　　役　　職	旧　　役　　職
雲林院　英幸	取締役常務執行役員 営業統括本部長 兼西日本営業本部長	取締役常務執行役員 営業統括本部西日本営業本部長

8．取締役を兼務していない執行役員は次のとおりであります。

地　　位	氏　　名	役　職　お　よ　び　担　当
執　行　役　員	村　田　昭　弘	経営管理本部副本部長兼総務部長
執　行　役　員	稲　澤　和　宜	営業統括本部東日本営業本部長
執　行　役　員	隈　元　勝　久	営業統括本部 西日本営業本部副本部長 兼九州営業部長
執　行　役　員	遠　藤　秀　信	営業統括本部東日本営業本部担当
執　行　役　員	吹　ノ　戸　　忠	企画開発本部長
執　行　役　員	小　阪　修　一	制作本部長
執　行　役　員	谷　　敏　治	制作本部副本部長兼製造部長

※小阪修一氏は令和２年６月26日付にて執行役員制作本部長に就任いたしました。

9．令和３年４月１日付にて、取締役および執行役員の役職を、次のとおり変更いたしました。

氏　　名	新　　役　　職	旧　　役　　職
浅　田　秀　樹	取締役専務執行役員 営業統括本部長	取締役専務執行役員 営業統括本部長 兼ＩＣＴ事業推進本部長
西　田　正　彦	取締役	取締役常務執行役員 制作本部工場総務部長
濵　口　護　也	取締役	取締役常務執行役員 経営管理本部長代理 兼内部監査室担当
村　田　昭　弘	執行役員経営管理本部副本部長	執行役員経営管理本部副本部長 兼総務部長
小　阪　修　一	執行役員制作本部長 兼工場総務部長	執行役員制作本部長

10. 令和３年４月１日付にて、次のとおり執行役員を新たに選任いたしました。

地位	氏名	役職および担当
執行役員	久保博信	営業統括本部 ＩＣＴ事業推進本部長 兼ＩＣＴ事業推進部長

11. 当事業年度末日後の重要な兼職の異動は次のとおりであります。

・代表取締役社長村田吉優氏は、令和３年４月１日付にて株式会社エルネットの代表取締役会長兼社長から代表取締役会長に異動いたしました。

② 責任限定契約の内容の概要

当社は、各監査等委員である取締役との間で、会社法第427条第１項および定款の規定に基づき、同法第423条第１項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。

当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、会社法第425条第１項各号に定める金額の合計額であります。

③ 補償契約の内容の概要等

当社は、代表取締役社長村田吉優氏、取締役浅田秀樹氏、淺田政史氏、西田正彦氏、雲林院英幸氏、濵口護也氏、および取締役（監査等委員）渡邉幸一氏、橋本博久氏、中川美佐氏、稲継裕昭氏との間で、会社法第430条の２第１項に規定する補償契約を締結しており、同項第１号の費用および同項第２号の損失を法令の定める範囲内において当社が補償することとしております。ただし、当該補償契約によって会社役員の職務の執行の適正性が損なわれないようにするため、会社が役員に対して責任を追及する場合には補償の対象としないこととしております。

④ 役員等賠償責任保険契約の内容の概要等

当社は、会社法第430条の３第１項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しております。当該保険契約の被保険者の範囲は当社および「(3) 重要な子会社の状況」（５頁）に記載の当社の子会社の取締役、監査役および執行役員であり、保険料は全額当社が負担しております。

当該保険契約の内容の概要は、被保険者が、その職務の執行に関し責任を負うことまたは当該責任の追及にかかる請求を受けることによって生ずることのある損害を当該保険契約により保険会社が塡補するものであり、一年毎に契約更新しております。次回更新時には同内容での更新を予定しております。

⑤　取締役の報酬等

イ．役員報酬等の内容の決定に関する方針等

当社は令和３年２月５日開催の取締役会において、取締役（監査等委員である取締役を除く。）の個人別の報酬等の内容にかかる決定方針を決議しております。

また、取締役会は、当事業年度に係る取締役の個人別の報酬等について、報酬等の内容の決定方法および決定された報酬等の内容が取締役会で決議された決定方針と整合していることを確認しており、当該決定方針に沿うものであると判断しております。

取締役の個人別の報酬等の内容にかかる決定方針の内容は次のとおりです。

取締役（監査等委員である取締役を除く。）の
個人別の報酬等の内容についての決定方針

取締役の報酬は、その職務の対価として月例固定の金銭報酬で還元することとする。

取締役の報酬は、株主総会が決定する報酬総額の限度内において、取締役会の委任を受けた代表取締役社長が、取締役会が決定する役員報酬規程の定める裁量の範囲及び権限の内容にて、経営内容および従業員給与とのバランス等を考慮して決定する。

役職ごとの報酬は、当該役職の役割・責務を勘案して定められた役員報酬規程の算定目安に基づき算出する。

監査等委員会は、取締役の報酬等ついて、報酬の決定が公正かつ適切な手続を経ているか等について検討し、意見を決定する。

ロ．当事業年度に係る報酬等の総額等

区　　分	員　　数	報酬等の額
取締役（監査等委員を除く）	６名	76,878千円
取締役（監査等委員）	6	5,100
合　　計 （うち社外役員）	12 （4）	81,978 （3,600）

（注）１．使用人兼務取締役はおりません。

２．取締役（監査等委員を除く）の報酬限度額は、平成28年６月29日開催の第51回定時株主総会において年額150百万円以内（ただし、使用人分給与は含まない。）と決議いただいております。当該株主総会終結時点の取締役（監査等委員を除く）の員数は、７名（うち、社外取締役は０

名）です。

３．取締役（監査等委員）の報酬限度額は、平成28年６月29日開催の第51回定時株主総会において年額30百万円以内と決議いただいております。当該株主総会終結時点の取締役（監査等委員）の員数は、３名（うち、社外取締役は３名）です。

４．上記の報酬等の額には、当事業年度に係る役員退職慰労金に対する引当金繰入額（取締役（監査等委員を除く）６名（うち社外取締役０名）に対し4,272千円が含まれております。

５．取締役会は、代表取締役社長村田吉優に対し各取締役の報酬の額の決定を委任しております。委任した理由は、当社全体の経営内容および従業員給与とのバランス等を考慮して決定するのは、代表取締役社長が適していると判断したためであります。なお、委任された内容の決定にあたっては、監査等委員会が、取締役の報酬等ついて、報酬の決定が公正かつ適切な手続を経ているか等について検討し、意見を決定しております。

ハ．当事業年度において支払った役員退職慰労金

令和２年６月26日開催の第55回定時株主総会決議に基づく役員退職慰労金支給額は次のとおりであります。

監査等委員である取締役　２名（うち社外取締役１名）　1,540千円

（上記金額には、過年度の事業報告において役員の報酬等の総額に含めた役員退職慰労引当金の繰入額、監査等委員である取締役分1,540千円が含まれております。）

⑥　社外役員に関する事項

イ．他の法人等の重要な兼職の状況および当社と当該他の法人等との関係

・取締役（監査等委員）中川美佐氏は、関西中央法律事務所所属の弁護士であります。同事務所と当社は顧問契約を締結しておりますが、その取引額の合計金額は、年１百万円以内と僅少であります。

・取締役（監査等委員）稲継裕昭氏は、早稲田大学政治経済学術院教授であります。同大学と当社との間には、重要な取引その他の関係はありません。

ロ．当事業年度における主な活動状況

氏　名	出　席　状　況	発言状況および社外取締役に期待される役割に関しておこなった職務の概要
取締役（監査等委員） 橋　本　博　久	取締役会　100% （11回中11回） 監査等委員会　100% （12回中12回）	金融機関や一般事業会社においてビジネス経験を有しており、役員として経営に関与したこともあることから、特に企業実務面から指導・助言をおこなうなど、意思決定の妥当性・適正性を確保するための適切な役割を果たしております。
取締役（監査等委員） 中　川　美　佐	取締役会　100% （11回中11回） 監査等委員会　100% （12回中12回）	弁護士の資格を有しており、主に法令遵守、企業統治の側面から指導・助言をおこなうなど、意思決定の妥当性・適正性を確保するための適切な役割を果たしております。
取締役（監査等委員） 稲　継　裕　昭	取締役会　100% （10回中10回） 監査等委員会　100% （10回中10回）	地方自治に関して豊富な学識経験を有しており、主に経営事項の決定、業務執行の監督等の側面から指導・助言をおこなうなど、意思決定の妥当性・適正性を確保するための適切な役割を果たしております。

（注）１．稲継裕昭氏につきましては、令和２年６月26日の就任以降の実績を記載しております。

２．上記の取締役会の開催回数のほか、会社法第370条および当社定款第24条の規定に基づき、取締役会決議があったものとみなす書面決議が３回ありました。

(3) 会計監査人の状況

① 名称　　EY新日本有限責任監査法人

② 報酬等の額

区　　分	報　酬　等　の　額
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	28,000千円
当社および子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	28,000

（注）１．当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

２．監査等委員会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況および報酬見積りの算出根拠等が適切であるかどうかについて必要な検証をおこなったうえで、会計監査人の報酬等の額について、会社法第399条第１項の同意をいたしました。

③ 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

監査等委員会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任または不再任に関する議案の内容を決定いたします。

また、会計監査人が会社法第340条第１項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査等委員全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査等委員会が選定した監査等委員は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨およびその理由を報告いたします。

(4) 業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要

取締役の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制、その他会社の業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要は以下のとおりであります。

① 当社および子会社から成る企業集団（以下、「当社グループ」という）の取締役および使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

イ．当社グループを存続させていく上で、コンプライアンスの遵守を経営上の最重要課題と位置付け、コンプライアンス・マニュアル等の規程を制定し、取締役および使用人が遵守する体制を整備する。

ロ．コンプライアンスの実効性を確保するため、コンプライアンス責任者を任命してコンプライアンス推進委員会を所管させ、当社グループにおけるコンプライアンス意識の向上をはかる。

ハ．当社グループにおける財務報告の信頼性確保のため、内部統制システムおよびその運用の有効性を評価する体制の整備を適切に進めていく。

ニ．当社グループにおける法令違反や、社内不正などに関する相談・通報を受け付ける社内窓口を設置する。

ホ．当社グループにおける業務執行の実施状況を点検・監視し、不備な点があれば自律的に改善するため、組織体内の独立的な機能として、代表取締役社長直属の内部監査室を設ける。

ヘ．当社グループは、社会秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力、団体に対しては、毅然とした態度で対処し、あらゆる関係を持たないことを基本方針とし、当該方針に基づき企業行動憲章や役職員行動規範等を策定し、社内への周知徹底をはかる。また、事故発生時には、所轄の警察署等関係行政機関や、法律の専門家と連携して、速やかな対処をおこなう。

② 取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制

イ．取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理については、法令や文書管理規程等の社内規程に基づきおこなう。

ロ．取締役の職務の執行にともない取得する個人情報については、個人情報保護方針を定め、個人情報保護遵守に努める。

③ 当社グループの損失の危険の管理に関する規程その他の体制

イ．当社グループの事業を取り巻く損失の危険に対して、課題の抽出・把握、対応策の検討ならびに全社への情報伝達など、リスク発生時に迅速で適切な対応をおこなう組織を構築するため、当社グループにおけるリスクマネジメントに関する基本的事項を定めたリスクマネジ

メント基本規程を制定する。
ロ．リスクマネジメント基本規程に基づき、当社グループの全社的なリスクマネジメント推進に関わる課題・対応策を協議・承認する組織として、リスクマネジメント委員会を設置する。

④　当社グループの取締役の職務の執行が効率的におこなわれることを確保するための体制
イ．当社グループは、取締役会において、経営の基本方針や会社法等法令・社内規程に定める重要事項を決定し、業務執行状況が法令・定款等に違反していないか監督する。
ロ．当社グループは、各業務部門の機能分担と責任を業務分掌規程と職務権限規程により明確にし、業務執行における意思決定を、稟議規程に基づき適正かつ効率的におこなう。
ハ．当社は、業務の意思決定・監督機能と業務執行機能を分離するため、執行役員制度を採用し、執行役員は、代表取締役社長の指揮の下、取締役会で決定する基本方針に基づき業務執行を担う。

⑤　当社グループにおける業務の適正を確保するための体制
イ．当社グループの経営基本方針、重要事項の決定は、社内規程に基づき当社取締役会の決議によりおこなう。
ロ．当社グループの業務の適正を確保するため、子会社担当執行役員は、社内規程に基づき子会社業務全般を統括する。
ハ．当社グループの経営管理状態を定期的に調査するため、子会社に対し、経営管理に関する支援および指導をおこなう。
ニ．内部監査室は、グループ全体の経営目標の達成の観点から、子会社の内部監査をおこなう。
ホ．子会社担当執行役員は、関係会社管理規程に基づき、経営上重要な事項について、取締役会に報告をおこなう。

⑥　監査等委員会の職務を補助すべき取締役および使用人に関する事項、当該取締役および使用人の他の取締役（監査等委員である取締役を除く。）からの独立性に関する事項および当該取締役および使用人に対する監査等委員会の指示の実効性の確保に関する事項
イ．監査等委員会の職務を補助する組織として監査等委員会事務局を設置し、監査等委員会の指示に従い、その職務を補助する。
ロ．監査等委員会事務局に所属する使用人の採用、異動、人事考課、給与および懲戒については、あらかじめ、監査等委員会の同意を要するものとする。

ハ．監査等委員会事務局は、監査等委員会および監査等委員がその職務の遂行上必要とする事項について、監査等委員の指示に従い職務をおこなう。

⑦　取締役（監査等委員である取締役を除く。）および使用人が監査等委員会に報告するための体制、その他の監査等委員会への報告に関する体制および報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

イ．当社および子会社の取締役、使用人および子会社の監査役は、会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事実があることを発見したときは、法令等に従いただちに当社の監査等委員会に報告する。

ロ．当社の常勤の監査等委員を当社グループの社内通報制度の担当窓口とする。

ハ．監査等委員会に報告をおこなった者に対して、当該報告をおこなったことを理由として、いかなる不利益な取扱いもおこなわないものとする。

⑧　その他監査等委員会の監査が実効的におこなわれることを確保するための体制

イ．監査等委員は、取締役会に出席するほか、監査等委員会が選定した監査等委員は、重要な会議等への出席もしくは議事録等の閲覧を求めることができるとともに、当社および子会社の業務執行上重要な文書を閲覧し、必要に応じて取締役または使用人に説明を求めることができる体制を整える。

ロ．内部監査室は、監査等委員会に対し、内部監査の実施状況、結果について報告をおこなう。

ハ．監査等委員の職務の執行（監査等委員会の職務の執行に関するものに限る。）について生ずる費用の前払いまたは償還等の請求をしたときは、速やかに当該費用を支払い、または債務を処理するものとする。

(5) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要は次のとおりであります。

①　コンプライアンス体制

コンプライアンス・マニュアル等の規程を整備し、社内グループウェアで公開し、取締役および使用人が遵守する体制を整備するとともに、コンプライアンス推進委員会を定期的に開催し、コンプライアンスに関する課題の抽出、習熟度合の確認等おこなっております。

また、財務報告の信頼性を確保するため、当社グループの内部統制システムおよびその運用の有効性を代表取締役社長直属の内部監査室が評価しております。

当社グループにおける法令違反や、社内不正などに関する相談・通報を受け付ける社内窓口を常勤の監査等委員に委嘱し、社内通報制度を設けております。

反社会的勢力との関係を遮断するため、新規取引先については、反社チェックをおこなうとともに、取引契約において、反社会的勢力との関係が明らかになった場合は、契約を解除する旨規定しております。

② 情報の保存および管理体制

職務上重要な文書は文書管理規程に基づき、適切に管理をおこない、その管理状況について、監査等委員会および内部監査室による定期的な監査を受けております。

また、個人情報については、個人情報保護方針を定め、全社員に周知するとともに、個人情報保護規程等を制定し、個人情報の適切な取得、利用、管理をおこなうとともに、個人情報の漏洩、滅失またはき損等の障害発生時には、迅速に対応できる体制を構築しております。

③ リスクマネジメント体制

当社グループにおけるリスクマネジメントに関する基本的事項を定めたリスクマネジメント基本規程を制定し、同規程に基づくリスクマネジメント委員会を定期的に開催しております。

④ 取締役の職務の執行体制

取締役会において、経営の基本方針や法令・社内規程等に定める重要事項を決定し、また、代表取締役社長、執行役員の業務執行状況が法令・定款等に違反していないか監督しております。

各業務部門の機能分担と責任を業務分掌規程と職務権限規程により明確にし、業務執行における意思決定を稟議規程に基づき、適切におこなっております。

⑤ 当社グループの業務の適正を確保するための体制

当社グループの経営基本方針、重要事項の決定は、当社取締役会において決議するとともに、担当の執行役員が業務全般を統括し、適宜当社取締役会に報告をおこなっております。

⑥ 監査等委員会の監査体制

監査等委員会は、内部統制システムの構築・運用とそれに対する監視および検証を前提として、内部監査部門等との実効的な連携等を通じて、当社および子会社の業務および財産に関する調査ならびに取締役、執行役員、使用人および会計監査人等から受領した報告内容の検証等をおこなっております。当該検証等の結果、必要に応じて、取締役会に対する報告もしくは提案、使用人に対する助言もしくは勧告、または取締役の行為の差止めなど、必要な措置を適時に講じる体制を整えております。

(6) 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社では平成28年６月29日開催の第51回定時株主総会において、剰余金の配当等の決定については、株主総会の決議とともに取締役会の決議によってもおこなうことができる旨（当社定款第33条）の決議をいただいておりますが、期末配当金につきましては、定時株主総会の決議により決定することを原則としております。

当社は、健全な財務体質の維持・向上をはかりながら、株主のみなさまに安定的な利益配分を年１回継続しておこなうことを基本方針にしており、業績などを総合的に勘案して、適切な期末配当を実施してまいります。

内部留保資金につきましては、主に新事業分野における新たな製品・サービスの開発と設備投資に充当し、これらを活用することで業績をさらに向上させ、株主のみなさまのご期待に応えてまいりたいと考えております。

本事業報告に記載の金額および株式数は、表示単位未満を切り捨てております。
また、比率は表示単位未満を四捨五入しております。

連結貸借対照表

（令和３年３月31日現在）

（単位：千円）

科目	金額	科目	金額
（資産の部）		（負債の部）	
流動資産	**6,349,441**	**流動負債**	**1,854,355**
現金及び預金	4,398,968	買掛金	984,312
受取手形及び売掛金	1,602,299	短期借入金	50,000
有価証券	30,000	一年内返済長期借入金	85,829
商品及び製品	55,226	未払法人税等	66,426
仕掛品	20,734	未払消費税等	37,382
原材料及び貯蔵品	22,265	賞与引当金	144,971
未収入金	172,800	前受金	162,836
その他	68,900	その他	322,597
貸倒引当金	△21,754	**固定負債**	**4,895,538**
固定資産	**7,476,262**	長期借入金	3,564,170
有形固定資産	**5,169,783**	役員退職慰労引当金	105,805
建物及び構築物	2,265,606	退職給付に係る負債	1,201,778
機械装置及び運搬具	151,949	その他	23,785
土地	2,724,244	**負債合計**	**6,749,894**
その他	27,982	（純資産の部）	
無形固定資産	**290,437**	**株主資本**	**7,082,681**
のれん	255,416	資本金	750,000
その他	35,020	資本剰余金	1,137,583
投資その他の資産	**2,016,042**	利益剰余金	5,801,934
投資有価証券	519,312	自己株式	△606,836
長期貸付金	16,617	**その他の包括利益累計額**	**△6,871**
繰延税金資産	474,302	その他有価証券評価差額金	6,594
保険積立金	491,014	退職給付に係る調整累計額	△13,466
敷金及び保証金	262,725	**非支配株主持分**	**－**
その他	256,908	**純資産合計**	**7,075,810**
貸倒引当金	△4,837		
資産合計	**13,825,704**	**負債・純資産合計**	**13,825,704**

（注）金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

連結損益計算書

（令和２年４月１日から
令和３年３月31日まで）

（単位：千円）

科目	金額	
売上高		**12,984,414**
売上原価		**7,203,069**
売上総利益		**5,781,345**
販売費及び一般管理費		5,502,510
営業利益		**278,834**
営業外収益		
受取利息及び配当金	7,688	
受取家賃	4,454	
複合金融商品評価益	21,465	
補助金収入	19,092	
貸倒引当金戻入額	600	
為替差益	5,531	
その他	9,206	68,039
営業外費用		
支払利息	14,020	
その他	307	14,328
経常利益		**332,546**
特別利益		
固定資産売却益	12,977	
投資有価証券売却益	15,902	
関係会社株式売却益	27,431	56,311
特別損失		
固定資産売却損	195	
固定資産除却損	2,509	
減損損失	4,292	6,997
税金等調整前当期純利益		**381,859**
法人税、住民税及び事業税	128,040	
法人税等調整額	27,563	155,604
当期純利益		**226,255**
非支配株主に帰属する当期純利益		－
親会社株主に帰属する当期純利益		**226,255**

（注）金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

連結株主資本等変動計算書

（令和２年４月１日から
令和３年３月31日まで）

（単位：千円）

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当連結会計年度期首残高	750,000	1,137,583	5,662,874	△606,836	6,943,622
当連結会計年度変動額					
剰余金の配当			△68,224		△68,224
親会社株主に帰属する当期純利益			226,255		226,255
連結範囲の変動			△18,971		△18,971
株主資本以外の項目の当連結会計年度変動額（純額）					－
当連結会計年度変動額合計	－	－	139,059	－	139,059
当連結会計年度末残高	750,000	1,137,583	5,801,934	△606,836	7,082,681

	その他の包括利益累計額			非支配株主持分	純資産合計
	その他有価証券評価差額金	退職給付に係る調整累計額	その他の包括利益累計額合計		
当連結会計年度期首残高	△5,729	8,110	2,380	－	6,946,003
当連結会計年度変動額					
剰余金の配当			－		△68,224
親会社株主に帰属する当期純利益			－		226,255
連結範囲の変動			－		△18,971
株主資本以外の項目の当連結会計年度変動額（純額）	12,324	△21,577	△9,252	－	△9,252
当連結会計年度変動額合計	12,324	△21,577	△9,252	－	129,806
当連結会計年度末残高	6,594	△13,466	△6,871	－	7,075,810

（注）金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

連結注記表

１．連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等

(1) 連結の範囲に関する事項

① 連結子会社の数　　３社

② 連結子会社の名称

株式会社サイネックス・ネットワーク
株式会社エルネット
株式会社ベック

③ 連結の範囲の変更

令和２年11月12日付で全株式を取得したため、株式会社ベックを連結の範囲に含めております。
また、当連結会計年度において100%子会社であった株式会社バズグラフは、令和２年５月18日付で全株式を譲渡したため連結の範囲から除外しておりますが、損益計算書項目のみ連結しております。

(2) 持分法の適用に関する事項

該当事項はありません。

(3) 連結子会社の事業年度等に関する事項

すべての連結子会社の事業年度の末日は、連結決算日と一致しております。

(4) 会計方針に関する事項

① 重要な資産の評価基準及び評価方法

イ．有価証券の評価基準及び評価方法

・その他有価証券

時価のあるもの	決算日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）
時価のないもの	移動平均法による原価法

ロ．デリバティブ等の評価基準及び評価方法

・デリバティブ	時価法

ハ．たな卸資産の評価基準及び評価方法

・製品、仕掛品、原材料	総平均法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下による簿価切下げの方法により算定）
・貯蔵品	個別法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下による簿価切下げの方法により算定）

② 重要な減価償却資産の減価償却の方法

イ．有形固定資産（リース資産を除く）

定率法を採用しております。ただし、平成10年４月１日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）並びに平成28年４月１日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物及び構築物	３年～50年
機械装置及び運搬具	２年～10年

ロ．無形固定資産（リース資産を除く）

自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（３～５年）に基づく定額法を採用しております。

ハ．リース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

③ 重要な引当金の計上基準

イ．貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

ロ．賞与引当金

従業員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額のうち当連結会計年度の負担額を計上しております。

ハ．役員退職慰労引当金

役員及び執行役員の退職慰労金の支出に備えるため、規程に基づく期末要支給額を計上しております。

④ その他連結計算書類の作成のための重要な事項

イ．退職給付に係る会計処理の方法

退職給付に係る負債は、従業員の退職給付に備えるため、当連結会計年度末における退職給付債務の見込額に基づき計上しております。なお、退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当連結会計年度までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

数理計算上の差異は、各連結会計年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（５年）による定額法により按分した額を、それぞれ発生の翌連結会計年度から費用処理しております。

未認識数理計算上の差異については、税効果を調整の上、純資産の部におけるその他の包括利益累計額の退職給付に係る調整累計額に計上しております。

なお、一部の連結子会社は、退職給付に係る負債及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しております。

ロ．消費税等の会計処理

税抜方式によっております。

(5) のれんの償却方法及び償却期間

のれんの償却については、５～15年間の定額法により償却を行っております。

２．会計方針の変更に関する注記

該当事項はありません。

３．表示方法の変更に関する注記

「会計上の見積りの開示に関する会計基準」（企業会計基準第31号　2020年３月31日）を当連結会計年度より適用し、（会計上の見積りに関する注記）を開示しております。

４．会計上の見積りに関する注記

(1) 固定資産の減損（のれん）

① 当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額

のれん（株式会社ベックに係る部分）　96,723千円

② 連結計算書類利用者の理解に資するその他の情報

当連結会計年度における株式会社ベックの株式取得に際しては、取締役会にて承認された同社の事業計画を基礎として取得価額を決定し、識別可能な資産及び負債を公正価値で認識した結果、96,723千円ののれんを認識しています。

同事業計画の主要な仮定である受託契約獲得見込及び契約見積単価については、いずれも当連結会計年度末時点における既契約及びそれに係る契約単価が継続することを想定しておりますが、受託契約獲得数の減少や契約単価の低下が生じた場合には、のれんを含む資産グループに減損損失が計上される可能性があります。

５．連結貸借対照表に関する注記

(1) 担保に供している資産及び担保に係る債務

① 担保に供している資産

建物及び構築物	197,625千円
土地	347,783千円
計	545,409千円

② 担保に係る債務

短期借入金	50,000千円
長期借入金	2,000,000千円
計	2,050,000千円

(2) 有形固定資産の減価償却累計額　2,260,244千円

6．連結株主資本等変動計算書に関する注記

(1) 発行済株式の種類及び総数に関する事項

株式の種類	当連結会計年度期首の株式数	当連結会計年度増加株式数	当連結会計年度減少株式数	当連結会計年度末の株式数
普通株式	6,470,660株	－株	－株	6,470,660株

(2) 剰余金の配当に関する事項

① 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額（千円）	1株当たり配当額（円）	基準日	効力発生日
令和２年６月26日定時株主総会	普通株式	68,224	12.5	令和２年３月31日	令和２年６月29日

② 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

決議予定	株式の種類	配当金の総額(千円)	配当の原資	1株当たり配当額(円)	基準日	効力発生日
令和３年６月29日定時株主総会	普通株式	68,224	利益剰余金	12.5	令和３年３月31日	令和３年６月30日

(3) 当連結会計年度の末日における新株予約権（権利行使期間の初日が到来していないものを除く）の目的となる株式の種類及び数

該当事項はありません。

7．金融商品に関する注記

(1) 金融商品の状況に関する事項

当社グループは、資金運用については安全性の高い金融資産で余資運用しております。運転資金については、主に自己資金で賄っておりますが、必要に応じて金融機関からの借入により資金調達をしております。

受取手形及び売掛金に係る顧客の信用リスクは、与信管理規程に沿ってリスク低減を図っております。また、有価証券及び投資有価証券は主として株式と債券（社債）であり、上場株式については四半期ごとに時価の把握を行っております。

借入金の使途は、従来運転資金（主として短期）でありましたが、当連結会計年度においては、新本社ビル建設資金及び新型コロナウイルス感染症拡大による影響に備えた手元流動性確保のため、令和２年７月に複数の金融機関より合計36億５千万円の借入（内１億５千万円は短期借入金からの借換）を実行しました。なお、デリバティブ取引は内部管理規程に従い、実需の範囲で行うこととしております。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

令和３年３月31日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

	連結貸借対照表計上額（千円）(＊)	時価（千円）(＊)	差額（千円）
(1) 現金及び預金	4,398,968	4,398,968	－
(2) 受取手形及び売掛金	1,580,545	1,580,545	－
(3) 有価証券及び投資有価証券			
その他有価証券	537,117	537,117	－
(4) 買掛金	(984,312)	(984,312)	－
(5) 長期借入金	(3,650,000)	(3,701,953)	51,953

(＊) 負債に計上されているものについては、( )で示しております。

(注) １．金融商品の時価の算定方法及び有価証券に関する事項

(1) 現金及び預金、並びに(2) 受取手形及び売掛金

これらは短期間で決済されるものであるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。なお、受取手形及び売掛金の連結貸借対照表計上額及び時価は、貸倒引当金控除後の金額で表示しております。

(3) 有価証券及び投資有価証券

これらの時価について、株式等は取引所の価格によっており、債券等は取引所の価格又は取引金融機関等から提示された価格によっております。なお、投資有価証券はその他有価証券として保有しております。

(4) 買掛金

買掛金は短期間で決済されるものであるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(5) 長期借入金

長期借入金の時価については、元利金の合計額を同様の資金調達を行なった場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しております。

2．非上場株式等（連結貸借対照表計上額12,195千円）は、市場価格がなく、かつ将来キャッシュ・フローを見積もることができず、時価を把握することが極めて困難と認められるため、「(3) 投資有価証券」には含めておりません。

8．賃貸等不動産に関する注記

当社は、京都府において、賃貸収益を得ることを目的として賃貸用マンション等を所有しております。これら賃貸等不動産に関する連結貸借対照表計上額及び時価は、次のとおりであります。

	連結貸借対照表計上額（千円）	当連結会計年度末の時価（千円）
	当連結会計年度末	
賃貸等不動産	988,671	1,053,597

（注）1．連結貸借対照表計上額は、取得原価から減価償却累計額及び減損損失累計額を控除した金額であります。

2．当連結会計年度末の時価は、主に「不動産鑑定評価」に基づいて自社で算定した金額（指標等を用いて調整したものを含む。）であります。

9．１株当たり情報に関する注記

(1) １株当たり純資産額　　1,296円41銭

(2) １株当たり当期純利益　　41円45銭

貸借対照表

（令和３年３月31日現在）

（単位：千円）

科目	金額	科目	金額
（資産の部）		（負債の部）	
流動資産	5,075,502	流動負債	1,150,543
現金及び預金	3,860,812	買掛金	309,249
受取手形	110	短期借入金	50,000
売掛金	856,383	一年内返済長期借入金	85,829
有価証券	30,000	未払金	138,905
商品及び製品	51,652	未払費用	156,484
仕掛品	20,734	未払法人税等	39,721
原材料及び貯蔵品	15,777	未払消費税等	25,901
前払費用	50,527	前受金	154,853
未収入金	193,036	預り金	44,742
その他	18,186	賞与引当金	137,496
貸倒引当金	△21,719	その他	7,358
固定資産	7,748,398	固定負債	4,857,581
有形固定資産	5,089,992	長期借入金	3,564,170
建物	2,174,877	退職給付引当金	1,166,797
構築物	16,455	役員退職慰労引当金	104,423
機械及び装置	134,826	その他	22,189
車両運搬具	13,936	負債合計	6,008,124
工具、器具及び備品	30,778	（純資産の部）	
土地	2,719,116	株主資本	6,809,181
無形固定資産	34,580	資本金	750,000
ソフトウェア	31,770	資本剰余金	1,137,583
ソフトウェア仮勘定	2,000	資本準備金	552,095
のれん	810	その他資本剰余金	585,488
投資その他の資産	2,623,825	利益剰余金	5,528,433
投資有価証券	519,312	利益準備金	20,890
関係会社株式	685,814	その他利益剰余金	5,507,543
出資金	8,050	別途積立金	4,912,720
長期貸付金	12,201	繰越利益剰余金	594,822
長期前払費用	217,161	自己株式	△606,836
繰延税金資産	454,186	評価・換算差額等	6,594
保険積立金	491,014	その他有価証券評価差額金	6,594
敷金及び保証金	232,870		
その他	8,052		
貸倒引当金	△4,837		
資産合計	12,823,900	負債・純資産合計	12,823,900

（注）金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

損　益　計　算　書

（令和２年４月１日から
令和３年３月31日まで）

（単位：千円）

科目	金	額
売上高		**7,658,456**
売上原価		**2,249,300**
売上総利益		**5,409,156**
販売費及び一般管理費		5,193,951
営業利益		**215,205**
営業外収益		
受取利息及び配当金	8,075	
有価証券利息	381	
受取家賃	4,651	
複合金融商品評価益	21,465	
貸倒引当金戻入額	600	
為替差益	5,531	
補助金収入	17,092	
その他	16,989	74,789
営業外費用		
支払利息	13,861	
その他	296	14,158
経常利益		**275,835**
特別利益		
固定資産売却益	12,977	
投資有価証券売却益	15,902	
関係会社株式売却益	6,860	35,739
特別損失		
固定資産売却損	195	
固定資産除却損	2,447	
減損損失	4,292	6,935
税引前当期純利益		**304,640**
法人税、住民税及び事業税	113,967	
法人税等調整額	24,891	138,858
当期純利益		**165,781**

（注）金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

株主資本等変動計算書

（令和２年４月１日から
令和３年３月31日まで）

（単位：千円）

	株主資本							
	資本金	資本剰余金			利益剰余金			
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計	利益準備金	その他利益剰余金		利益剰余金合計
						別途積立金	繰越利益剰余金	
当期首残高	750,000	552,095	585,488	1,137,583	20,890	4,712,720	697,265	5,430,876
当期変動額								
別途積立金の積立						200,000	△200,000	－
剰余金の配当							△68,224	△68,224
当期純利益							165,781	165,781
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)								－
当期変動額合計	－	－	－	－	－	200,000	△102,443	97,556
当期末残高	750,000	552,095	585,488	1,137,583	20,890	4,912,720	594,822	5,528,433

	株主資本		評価・換算差額等		純資産合計
	自己株式	株主資本合計	その他有価証券評価差額金	評価・換算差額等合計	
当期首残高	△606,836	6,711,624	△5,729	△5,729	6,705,894
当期変動額					
別途積立金の積立		－		－	－
剰余金の配当		△68,224		－	△68,224
当期純利益		165,781		－	165,781
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)		－	12,324	12,324	12,324
当期変動額合計	－	97,556	12,324	12,324	109,881
当期末残高	△606,836	6,809,181	6,594	6,594	6,815,775

（注）金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

個別注記表

１．重要な会計方針に係る事項に関する注記

(1) 資産の評価基準及び評価方法

① 有価証券の評価基準及び評価方法

イ．子会社株式及び関連会社株式　　移動平均法による原価法

ロ．その他有価証券

時価のあるもの　　事業年度の末日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）

時価のないもの　　移動平均法による原価法

② デリバティブ等の評価基準及び評価方法

デリバティブ　　時価法

③ たな卸資産の評価基準及び評価方法

イ．製品、仕掛品、原材料　　総平均法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下による簿価切下げの方法により算定）

ロ．貯蔵品　　個別法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下による簿価切下げの方法により算定）

(2) 固定資産の減価償却の方法

① 有形固定資産（リース資産を除く）

定率法を採用しております。ただし、平成10年４月１日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）並びに平成28年４月１日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法を採用しております。なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物　　３年～50年

機械及び装置　　２年～10年

② 無形固定資産（リース資産を除く）

自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（５年）に基づく定額法を採用しております。

③ リース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

(3) 引当金の計上基準

① 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

② 賞与引当金
従業員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額のうち当事業年度の負担額を計上しております。

③ 退職給付引当金
従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務の見込額に基づき計上しております。
数理計算上の差異は、各事業年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（５年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生の翌事業年度から費用処理しております。

④ 役員退職慰労引当金
役員及び執行役員の退職慰労金の支出に備えるため、規程に基づく事業年度末要支給額を計上しております。

(4) その他計算書類の作成のための基本となる重要な事項

① 退職給付に係る会計処理
退職給付に係る未認識数理計算上の差異の会計処理の方法は、連結計算書類における会計処理の方法と異なっております。

② 消費税等の会計処理
税抜方式によっております。

２．会計方針の変更に関する注記

該当事項はありません。

３．表示方法の変更に関する注記

「会計上の見積りの開示に関する会計基準」（企業会計基準第31号　2020年３月31日）を当事業年度より適用し、（会計上の見積りに関する注記）を開示しております。

4．会計上の見積りに関する注記

(1) 関係会社株式の評価

① 当事業年度の計算書類に計上した金額

関係会社株式（株式会社ベックの取得価額）238,200千円

② 計算書類利用者の理解に資するその他の情報

当社は関係会社株式について、実質価額と取得価額とを比較することにより、減損処理の要否を判断しております。当事業年度において取得した株式会社ベックの株式については、評価に際し超過収益力を実質価額の算定に加味しているため、超過収益力に影響を与える事業計画の主要な仮定である受託契約獲得数の減少や契約単価の低下が生じた場合には、減損処理が行われる可能性があります。

5．貸借対照表に関する注記

(1) 担保に供している資産及び担保に係る債務

① 担保に供している資産

建物	197,625千円
土地	347,783千円
計	545,409千円

② 担保に係る債務

短期借入金	50,000千円
長期借入金	2,000,000千円
計	2,050,000千円

(2) 有形固定資産の減価償却累計額　2,253,112千円

(3) 保証債務

連結子会社株式会社サイネックス・ネットワークのソニーマーケティング株式会社に対する商品取引等の支払債務に対し、保証債務を行っております。

株式会社サイネックス・ネットワーク…… －千円

また、連結子会社株式会社エルネットの日本郵便株式会社に対する後納郵便料金等の支払債務に対し、保証限度額 800,000千円の保証債務を行っております。

株式会社エルネット…… 503,878千円

(4) 関係会社に対する金銭債権及び金銭債務（区分表示したものを除く）

短期金銭債権…… 34,172千円

短期金銭債務…… 140,000千円

６．損益計算書に関する注記

関係会社との取引高

営業収益…… 33,854千円
営業費用…… 550,889千円
営業取引以外の取引…… 30,592千円

７．株主資本等変動計算書に関する注記

自己株式の種類及び株式数に関する事項

株式の種類	当事業年度期首の株式数	当事業年度増加株式数	当事業年度減少株式数	当事業年度末の株式数
普通株式	1,012,677株	－株	－株	1,012,677株

８．税効果会計に関する注記

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産	
未払事業税	4,532千円
賞与引当金	42,046千円
投資有価証券評価損	7,919千円
退職給付引当金	356,806千円
役員退職慰労引当金	31,932千円
会員権評価損	11,865千円
貸倒引当金	8,121千円
減損損失	51,609千円
その他	14,963千円
繰延税金資産小計	529,797千円
評価性引当額	△71,080千円
繰延税金資産合計	458,716千円
繰延税金負債	
その他	4,530千円
繰延税金負債合計	4,530千円
繰延税金資産の純額	454,186千円

９．１株当たり情報に関する注記

(1) １株当たり純資産額　　1,248円77銭

(2) １株当たり当期純利益　　30円37銭

連結計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

令和３年５月21日

株式会社サイネックス
　取締役会　御中

EY新日本有限責任監査法人
大　阪　事　務　所

指定有限責任社員 業務執行社員　公認会計士　前　川　英　樹　㊞
指定有限責任社員 業務執行社員　公認会計士　平　岡　義　則　㊞

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第４項の規定に基づき、株式会社サイネックスの令和２年４月１日から令和３年３月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社サイネックス及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

連結計算書類に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

・　不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。

・　連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。

・　経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。

・　経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。

・　連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

・　連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

令和３年５月21日

株式会社サイネックス
　取締役会　御中

EY新日本有限責任監査法人
大　阪　事　務　所

指定有限責任社員 業務執行社員　公認会計士　前　川　英　樹　㊞
指定有限責任社員 業務執行社員　公認会計士　平　岡　義　則　㊞

監査意見
　当監査法人は、会社法第436条第２項第１号の規定に基づき、株式会社サイネックスの令和２年４月１日から令和３年３月31日までの第56期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。
　当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠
　当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

計算書類等に対する経営者及び監査等委員会の責任
　経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。
　計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。
　監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任
　監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

・　不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
・　計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
・　経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
・　経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
・　計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

監査等委員会の監査報告

監　査　報　告　書

当監査等委員会は、令和２年４月１日から令和３年３月31日までの第56期事業年度における取締役の職務の執行について監査いたしました。その方法及び結果につき以下のとおり報告いたします。

１．監査の方法及びその内容

監査等委員会は、会社法第399条の13第１項第１号ロ及びハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、下記の方法で監査を実施しました。

①監査等委員会が定めた監査の方針、職務の分担等に従い、会社の内部統制部門と連携の上、重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査しました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。

②会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

２．監査の結果

(1)　事業報告等の監査結果

①　事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。

②　取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。

③　内部統制システムに関する取締役会の決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2)　計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人EY新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3)　連結計算書類の監査結果

会計監査人EY新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

令和３年５月24日

株式会社サイネックス　監査等委員会

監査等委員・常勤　渡　邉　幸　一　㊞

監　査　等　委　員　橋　本　博　久　㊞

監　査　等　委　員　中　川　美　佐　㊞

監　査　等　委　員　稲　継　裕　昭　㊞

（注）監査等委員橋本博久、中川美佐及び稲継裕昭は、会社法第２条第15号及び第331条第６項に規定する社外取締役であります。

以　上

株主総会参考書類

第１号議案　剰余金処分の件

剰余金処分につきましては、以下のとおりといたしたいと存じます。

１．期末配当に関する事項

配当につきましては、将来の事業展開と経営体質の強化のために必要な内部留保を確保しつつ、安定かつ継続して実施していくことを基本方針としております。第56期の期末配当は、当社基本方針に基づき、当事業年度の業績ならびに今後の事業展開等を勘案いたしまして、以下のとおりといたしたいと存じます。

（１）配当財産の種類

金銭といたします。

（２）配当財産の割当てに関する事項およびその総額

当社普通株式１株につき金12円50銭といたしたいと存じます。

なお、この場合の配当総額は68,224,788円となります。

（３）剰余金の配当が効力を生じる日

令和３年６月30日といたしたいと存じます。

２．その他の剰余金の処分に関する事項

内部留保につきましては、将来の積極的な事業展開に備えるとともに、経営体質の強化をはかるため、以下のとおりといたしたいと存じます。

（１）減少する剰余金の項目とその額

繰越利益剰余金　　50,000,000円

（２）増加する剰余金の項目とその額

別途積立金　　50,000,000円

第２号議案　取締役（監査等委員である取締役を除く。）４名選任の件

取締役（監査等委員である取締役を除く。以下、本議案において同じ。）全員（６名）は、本総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、経営体制の見直しにともない２名を減員し、取締役４名の選任をお願いいたしたいと存じます。

なお、本議案に関しましては、当社の監査等委員会は、全ての取締役候補者について適任であると判断しております。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴、当社における地位および担当（重要な兼職の状況）	所有する当社の株式の数
1	村田吉優（むらたよしまさ） （昭和25年８月11日）	昭和53年10月　当社入社 昭和56年８月　当社取締役 平成２年６月　当社代表取締役副社長 平成９年３月　当社代表取締役社長（現任） 〔重要な兼職の状況〕 株式会社サイネックス・ネットワーク代表取締役会長 株式会社エルネット代表取締役会長 株式会社ベック代表取締役会長 株式会社富士総研代表取締役 株式会社富士教育創研代表取締役	553,860株
	（取締役候補者とした理由） 候補者は、代表取締役社長として20年以上にわたり、当社の経営の指揮を執り、強いリーダーシップで企業価値向上に貢献しております。当社は、候補者が当社グループの地方創生への貢献という経営理念実現のため官民協働事業やデジタルシフトを推進し、候補者の経営に関する豊富な経験と見識が当社の経営に活かせるものと判断し、引き続き取締役として選任をお願いするものであります。		
2	浅田秀樹（あさだひでき） （昭和31年７月22日）	平成14年１月　当社入社 平成18年４月　当社社長室担当部長 平成22年５月　当社執行役員 平成25年６月　当社取締役（現任） 平成27年４月　当社経営企画担当 平成27年12月　当社常務執行役員 平成29年１月　当社営業統括本部長（現任） 平成31年４月　当社専務執行役員（現任） 令和２年４月　当社営業統括本部ＩＣＴ事業推進本部長 〔重要な兼職の状況〕 株式会社サイネックス・ネットワーク代表取締役社長	4,000株
	（取締役候補者とした理由） 候補者は、子会社における新規事業の立ち上げや、営業推進部門において、幅広い業務執行経験を有しております。当社は、候補者がその経歴を通じて培った経験と見識が当社の経営に活かせるものと判断し、引き続き取締役として選任をお願いするものであります。		

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴、当社における地位および担当（重要な兼職の状況）	所有する当社の株式の数
3	淺田 政史 （昭和32年10月9日）	昭和55年４月　株式会社協和銀行（現株式会社りそな銀行）入行 平成９年４月　株式会社あさひ銀行（現株式会社りそな銀行）奈良支店長 平成14年４月　株式会社桶谷（現株式会社桶谷ホールディングス）取締役副社長 令和２年１月　当社執行役員経営企画室・経営管理本部担当 令和２年４月　当社常務執行役員経営管理本部長兼経営企画室担当（現任） 令和２年６月　当社取締役（現任）	7,400株
	（取締役候補者とした理由） 候補者は、金融機関や一般事業会社においてビジネス経験を有しており、さらに役員として経営に関与し、事業拡大に貢献した実績もあることから、その経歴を通じて培った経験と見識が当社の経営に活かせるものと判断し、引き続き取締役として選任をお願いするものであります。		
4	雲林院 英幸 （昭和33年10月25日）	昭和61年９月　当社入社 平成23年４月　当社営業統括本部関西支社関西営業部長 平成27年１月　当社営業統括本部西日本営業本部副本部長兼関西営業部長 平成28年１月　当社営業統括本部西日本営業本部長代行副本部長兼関西営業部長 平成28年４月　当社執行役員 平成30年１月　当社営業統括本部西日本営業本部長（現任） 平成30年６月　当社取締役（現任） 令和２年４月　当社常務執行役員（現任） 令和３年１月　当社営業統括本部長（現任）	13,000株
	（取締役候補者とした理由） 候補者は、営業・販売部門において、幅広い業務執行経験を有しております。当社は、候補者がその経歴を通じて培った経験と見識が当社の経営に活かせるものと判断し、引き続き取締役として選任をお願いするものであります。		

（注）１．各候補者と当社との間に特別の利害関係はありません。

２．当社は、現任の取締役との間で会法第430条の２第１項に規定する補償契約を締結しております。当該補償契約の内容の概要は、事業報告の15頁に記載のとおりです。
現任の取締役である候補者の再任が承認された場合は、当該契約を継続する予定です。
３．当社は、保険会社との間で会法第430条の３第１項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結しており、当該保険契約の内容の概要は、事業報告の15頁に記載のとおりです。取締役候補者の選任が承認されますと、引き続き当該保険契約の被保険者に含められることとなります。
また、当該保険契約は次回更新時においても同内容での更新を予定しております。

第３号議案　会計監査人選任の件

当社の会計監査人であるEY新日本有限責任監査法人は、本総会終結の時をもって任期満了により退任されますので、監査等委員会の決定に基づき、新たに仰星監査法人を会計監査人に選任することにつき、ご承認をお願いするものであります。

なお、監査等委員会が仰星監査法人を会計監査人の候補者とした理由は、監査体制の適切性、妥当性、独立性、専門性等を総合的に勘案した結果、会計監査が適正におこなわれる体制を備えていることに加えて、会計監査人の交代により新たな視点での監査が期待できることから適任と判断したものであります。

会計監査人候補者は、次のとおりであります。

（令和３年３月31日現在）

名　　称	仰星監査法人
事　務　所	＜主たる事務所＞ 東京都千代田区四番町６番地　東急番町ビル ＜従たる事務所＞ 大阪府大阪市中央区安土町２丁目３番13号　大阪国際ビルディング 愛知県名古屋市中村区名駅四丁目４番10号　名古屋クロスコートタワー 石川県金沢市兼六元町11番25号
沿　　革	平成２年９月　北斗監査法人設立 平成11年10月　東京赤坂監査法人と合併、東京北斗監査法人に名称変更 平成18年10月　監査法人芦沢会計事務所と合併、仰星監査法人に名称変更 平成23年７月　明澄監査法人と合併、北陸事務所を開設 平成26年７月　明和監査法人と合併 現在に至る
概　　要	＜資本金＞　170,000,000円 ＜構成人員＞　社員（公認会計士）　49名（うち代表社員10名） 職員（公認会計士）　175名 （公認会計士試験合格者）69名 （その他）　38名 合計　331名
国　際　業　務	Nexia　International（ネクシア・インターナショナル）にメンバーファームとして加盟

第４号議案　退任取締役に対し退職慰労金贈呈の件

本総会終結の時をもって、任期満了により監査等委員でない取締役を退任されます濵口護也氏および西田正彦氏に対し、その在任中の労に報いるため、当社における一定の基準に従って相当額の範囲内で退職慰労金を贈呈することといたしたく存じます。また、その具体的金額、贈呈の時期および方法等は、取締役会の決議にご一任願いたいと存じます。

本議案は、当社において予め取締役会で定められた取締役の個人別の報酬等の内容にかかる決定方針および社内規程に沿って決定しており、相当であると判断しております。

当社の取締役の個人別の報酬等の内容にかかる決定方針は事業報告16頁に記載のとおりであります。

なお、監査等委員会から、監査等委員でない取締役濵口護也氏および西田正彦氏に対する退職慰労金の贈呈に関して、在任中の業務執行状況を踏まえ、妥当であるとの意見表明を受けております。

退任取締役の略歴は、次のとおりであります。

氏名（ふりがな）	略歴
濵口　護也（はまぐち　もりや）	平成15年６月　当社取締役（現任）
西田　正彦（にしだ　まさひこ）	平成17年６月　当社取締役（現任）

第５号議案　第三者割当による自己株式の処分の件

当社は、地域社会への貢献という経営理念に基づき、地方自治体や地域事業者のパートナーとして、広報やプロモーションを通じて、地方創生支援事業に取り組んでおります。

一般財団法人教育振興財団（以下、「本財団」という。）は、教育・研究機関の優れた研究に対し助成等をおこない、また、学術振興に関する支援事業や調査研究活動を実施し、それらを広く公表することを通じて、教育の質・水準の向上や人材の育成に貢献し、もって日本の再生ひいては世界の発展に資することを目的としております。

本財団の社会貢献活動への支援は、当社の企業ブランドの向上、人材育成にも繋がり、中長期的な企業価値向上に資するものであると考えます。

そこで、当社の配当金によって社会貢献活動への原資を拠出するため、本財団に対して、第三者割当の方法により、特に有利な払込金額で、自己株式を処分いたしたいと存じます。

この自己株式処分は、本財団の活動範囲を拡大するための原資の拠出が目的であり、調達する資金は、本スキームの構築に必要な弁護士費用等諸費用への充当を予定しており、１株につき１円という払込金額は妥当であると考えております。よって、会社法第199条および第200条の規定に基づき、特に有利な払込金額で第三者割当による自己株式の処分をおこなうことおよび募集事項の決定を当社取締役会に委任することについて、株主のみなさまのご承認をお願いするものであります。

１．処分する自己株式の内容

(1) 処分する自己株式の種類	普通株式
(2) 処分する自己株式の数の上限	150,000株
(3) 払込金額の下限	1株につき1円
(4) 払込金額の総額	150,000円
(5) 処分方法	第三者割当による処分
(6) 処分先	一般財団法人教育振興財団
(7) 処分期日	未定
(8) 決定の委任	上記に定めるもののほか、自己株式の処分の募集事項の決定に必要なその他一切の事項については、当社取締役会の決議により決定いたします。

２．処分予定先の財団の概要

(1) 名称	一般財団法人教育振興財団
(2) 所在地	東京都千代田区麹町五丁目3番地　麹町中田ビル7Ｆ
(3) 代表理事	村田　吉優
(4) 活動内容	教育・研究機関への助成金交付事業、芸術的資質育成支援事業、教育セミナー・講演会等の開催事業、奨学金の授与事業、広報関連事業等をおこなっております。
(5) 活動原資	主として会費収入により活動原資を賄っておりますが、今後自己株式の処分により割り当てられる株式の配当を加えて活動原資といたします。
(6) 設立年月日	昭和62年12月25日

以　上

新型コロナウイルス感染防止の対応について

当社第56回定時株主総会における、新型コロナウイルス感染症（ＣＯＶＩＤ-19）の拡大防止に向けた当社の対応について、以下のとおりご案内申し上げます。
株主のみなさまのご理解とご協力をお願い申し上げます。

１．株主様へのお願い
・**感染リスクを避けるため、株主総会当日のご来場を見合わせ、書面による議決権行使を強くご推奨申し上げます。**

２．当社の対応について
・当社の役員およびスタッフは、マスクを着用してご対応させていただく場合がございます。
・会場内スペースにつきましては、感染予防のため、間隔を空けた座席配置を検討しており、座席数が減少する見込みです。入場をお断りすることもございますので、ご了承願います。
・議事を円滑に進めるため、内容を省略することがございます。
・その他会場におきましては、株主のみなさまの安全を第一に考えた対応を実施させていただきますので、ご理解とご協力をお願い申し上げます。

３．その他
・受付前に健康状態およびマスクの着用確認、検温、手指の消毒をいたします。発熱等体調不良とお見受けされた方は、入場をお控えいただきます。なお、会場でのマスクの用意はありません。
・会場に駐車場の用意はいたしておりません。

本総会会場において感染防止策を徹底いたしますが、感染リスクを完全に排除することはできません。総会当日までの感染拡大の状況および政府や自治体の発表内容に応じて、ご自身および周囲への感染防止のために慎重な判断をお願い申し上げます。
また、今後本対応に追加すべき事項が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト（http://www.scinex.co.jp/）に掲載させていただきます。

以　上